

田辺市都市計画審議会委員を募集します

土地の利用方法、建物の建て方のルールや道路・公園などの都市施設に関する都市計画について調査・審議するための委員を募集します。

■ 函次の要件を全て満たす方

◇ 令和5年7月3日現在、18歳以上の方で、市に在住又は在学・在勤の方

◇ 年に数回、平日の昼間に開催する会議に出席できる方

◇ 任期満了まで継続して会議に出席できる方

◇ 都市計画やまちづくりについての学識経験や関心がある方

◇ 国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

定2名

■ 任期 令和5年8月1日～令和5年7月31日

■ 申込 7月3日⑩「消印」までに、申込書と「田辺市の都市計画について」をテーマにした400字程度の小論文を添えて、下記へ持参又は郵送、メール、FAXをしていただくか、ホームページからお申し込みください。申込書は下記又は各行政局総務課（19ページ参

照）で配布しているほか、ホームページからも取得できます。田辺市計画課 計画整備係（本庁舎別館1階）

〒646-8545 新屋敷町1

☎0739（26）9937

☎0739（25）6016

✉ toshikeikaku@city.tanabe.ig.jp

https://www.city.tanabe.ig.jp/keikaku/keikaku/

toshikeikaku\_bosyu.html



男女共同参画懇話会一般公募委員を募集します

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策と重要事項を審議するための委員を募集します。

■ 函次の要件を全て満たす方

◇ 令和5年7月3日現在、市に住民票がある18歳以上の方

◇ 年に数回、平日の昼間に開催する会議に出席できる方

◇ 男女共同参画の推進に関心や意欲のある方

◇ 国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

定3名以内

■ 任期 令和5年8月1日～令和5年7月31日

■ 申込 7月3日⑩「必着」までに、申込書と「田辺市における男女共同参画社会の形成を促進するため必要なこと」をテーマにした800字程度の小論文を添えて、下記へ持参又は郵送、メールをしていただくか、ホームページからお申し込みください。申込書は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

田辺市共同参画推進室（市民総合センター4階）

〒646-0028

高雄一丁目23-1

☎0739（26）4936

✉ danjo@city.tanabe.ig.jp

https://www.city.tanabe.ig.jp/danjo/index.html



土砂災害から身を守ろう！

6月は土砂災害防止月間です。これから雨が多くなる時期を迎え、大雨や集中豪雨による土石流・地すべり・がけ崩れといった土砂災害が発生しやすくなります。土砂災害から身を守るためには「日頃からの備え・早めの避難」が重要となります。特に土砂災害警戒情報が発表された時は、早めの避難を心掛けてください。

和歌山県では、土砂災害のおそれがある区域を示した「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が指定されています。指定の区域は左記ホームページに掲載していますので、避難等にお役立ちください。

田辺市土木課 土木係（本庁舎別館1階）

☎0739（26）9934

◇ わかやま土砂災害マップ

https://sabomap.pref.wakayama.jp/



田辺市ふるさと文化振興補助金をご活用ください

令和5年4月1日～令和6年3月31日に実施する市内の文化活動の振興又は伝統文化の継承に寄与する事業で、市長が認めた事業

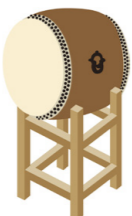
■ 補助金額 事業1件につき、補助対象経費の2分の1以内（上限10万円）

■ 募集件数 2件

■ 事前には必ずお問合せの上、7月31日⑩までに、申請書に申請する団体等の規約等を添えて、左記へ提出してください。申請書は左記で配布しています。

田辺市文化振興課 文化振興係（市民総合センター3階）

☎0739（26）9943



6月の納税等

- 市県民税 普通徴収…全期前納分第1期分、年金特別徴収…6月徴収分、給与特別徴収…5月徴収分
■ 国民健康保険税 特別徴収…6月徴収分
■ 介護保険料 特別徴収…6月徴収分
■ 後期高齢者医療保険料 特別徴収…6月徴収分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口 令和5年4月末現在

Table with 2 columns: Category (人口, 世帯数, 4月の出生) and Data (男 32,450, 女 36,573, 計 69,023, etc.)

令和5年度集団検診を開始します

対象の方には、4月末に「検診のお知らせ」を送付しています。詳しくはホームページをご覧ください。

左記又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)へ電話又は申込みフォームからお申し込みください。集団検診の申込みには「田辺市検診事業のお知らせ」に記載されている「予約番号」が必要です。

健康増進課 健康管理係 (市民総合センター2階) 0739 (26) 4901

申込みフォーム



住居表示表示板が損傷等したときはお知らせください

住居表示表示板 住居表示実施地区内に街区表示板・住居番号表示板を設置しています。街区表示板 電柱などに設置している町名と街区符号を表示したものです。



表示板が損傷等したとき 長い年数が経過すれば、剥がれたり、文字が見えにくくなったり、損傷等が発生する場合があります。そのようなときは、左記へご連絡ください。

なお、住居番号表示板が損傷等したときは、無料で交付します。 圃土地対策課 庶務係 (本庁舎第2別館1階) 0739 (26) 9915

和歌山県在宅育児支援事業 給付金を支給します

0歳児を在宅で育児している多子世帯を支援するための事業です。

支給金額 生後2か月を超えた翌月から1歳になった月までの10か月間を対象に、月額1万5000円(最大15万円)

対象乳児 令和4年4月1日以降に生まれた乳児で、次の要件を満たす場合

同一世帯(生計を一にする世帯)内の第3子以降 市民税所得割合算額が7万7101円未満である同一世帯(生計を一にする世帯)内の第2子

支給対象者 市に住民票があり、対象乳児を家庭で養育している保護者。ただし、他の給付金・助成制度(育児休業給付金、保育料無償化など)の支援を受けていない等の要件があります。

令和5年度支給分については、令和6年3月31日までに申請が必要です。詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

圃子育て推進課 保育係 (市民総合センター1階) 0739 (26) 4904

わかちあいの会和歌山「うめの花」紀南交流会を開催します

大切な人を自死で亡くされた方を対象に交流会を開催します。悲しみや苦しみを安心して語り合うことができますので、是非ご参加ください。

7月1日(土) 13時30分～15時30分 場西牟婁総合庁舎4階「大会議室」(朝日ヶ丘23-1)

大切な人を自死で亡くされた方 200円(お茶やお菓子など) ※申込みは不要です。

和歌山県精神保健福祉センター (和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階) 073 (435) 5194



https://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesushin/index.html



もりいこいの広場プールを開場します

7月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)、15日(土)、16日(日)、17日(月)

7月21日(金)～8月31日(土)は毎日開場 ※荒天時は休業 10時～16時45分

小学生～高校生 160円 1歳～就学前 80円

圃スポーツ振興課 市民スポーツ係 (田辺スポーツパーク管理事務所内) 0739 (25) 2531



きれいで住みよいまちのため 6月は環境月間です

ごみのポイ捨てはやめましょう 私たちが住んでいるまちの美しい自然や景観、快適な生活環境を守っていくには、私たち一人ひとりが、「絶対にごみはポイ捨てしない」という心と行動が大切です。

空き地の適正管理にご協力を! 空き地に雑草が生い茂った状態で管理が行き届いていないと、害虫の発生源になったり、見通しが悪くなり交通の妨げになったりするなどの問題が発生し、周辺住民等の迷惑になります。

ごみの「野焼き」にご注意ください! ごみの野焼きは、煙や臭い等の発生により周辺住民等の迷惑となるだけでなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。

はきちんと分別をして、市の収集に出すか、市ごみ処理場まで自己搬入する等適正に処理しましょう。 圃環境課 環境対策係 (本庁舎2階) 0739 (26) 9927

有料広告募集中!

広報たなべは、各家庭に配布しています。また、コンビニや郵便局などにも配置していますので、宣伝効果が期待できます!

あなたの会社のPR、イメージアップに広報たなべを活用してみませんか。

1枠 14,300円

圃企画広報課 広聴広報係 (本庁舎3階)

0739 (26) 9963



有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2枠連結 (縦46mm × 横174mm)

■**単独浄化槽からの転換** 単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する際の撤去費用（上限9万円）

■**単独浄化槽からの転換** 単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する際の撤去費用（上限9万円）

人槽区分	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	33万2千円	38万円
7人槽	41万4千円	46万2千円
10人槽	54万8千円	59万6千円

※11人槽以上については、お問い合わせください。

【浄化槽設置整備事業費補助金】  
住宅等への浄化槽の設置を補助します。  
■補助金額 設置に要した費用（左表の上限額あり）

きれいで豊かな水環境を守りましょう

■**配管補助** 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する際の配管設備部分に係る費用（上限30万円）

■**浄化槽の適正な維持管理**  
浄化槽を使用される方には、法律で3つの義務が定められています。  
◇**保守点検（年3回以上）** 県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。  
◇**清掃（年1回以上）** 市の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。  
◇**法定検査（年1回）** 県の指定検査機関に依頼してください。  
【浄化槽に関する届出】  
浄化槽を使用開始（再開）・休止・廃止する場合や浄化槽管理者に変更があった場合などは、左記又は各行政局住民福祉課（下記参照）へ届出書を提出してください。  
☎0739（26）9927



## はじめよう！エコ暮らし

### 第1回 ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」



ごみの分け方や出し方は、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞書、ホームページでお知らせしているほか、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」でも確認できます。

「さんあ〜る」は、スマートフォン等からごみの収集日程を確認することができるアプリです。収集日のお知らせ機能もあり、ごみの出し忘れに備えることもできます。

- 「さんあ〜る」の機能
- ◇**ごみ収集カレンダー**……お住まいの地域を設定することで収集日を確認できます。  
※収集日をお知らせするアラーム機能付き！
- ◇**ごみ分別辞書**……ごみの品目名から分別

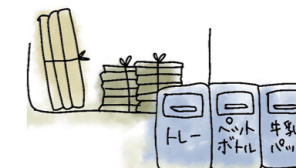
方法を検索できます。  
◇**ごみ分別ガイド**……ごみの分け方や出し方の注意点を確認できます。  
しっかりとごみの分別をして、地球環境を守りましょう。



Android 端末用  
(iPhone 以外)



iOS 端末用  
(iPhone 等)



## 水を大切に使いましょう

### ■暮らしに欠かせない水

6月1日〜7日は水道週間です。水の大切さをこの機会に考えてみましょう。

これからの季節は水の使用量が増え、7月〜8月が最も多くなります。水を大切に使うために、歯磨きや洗顔時には蛇口を閉める、洗車はバケツにためた水を使うなど、身近にできることから始めてみましょう。

### ■漏水に注意しましょう

家庭の水道設備は、皆さんに管理責任がありますので、もし漏水が発生した場合、漏水分の料金は各家庭でのご負担となります。このようなことを避けるため、時々点検をしてください。家中の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットが回っていれば、漏水している可能性があります。



### ■水道の修繕等について

市では、漏水など家庭内の水道の修繕を行っています。家庭内の水道の修繕や新増設等の工事は、田辺市指定給水装置工事業者にご依頼ください。詳しくはホームページをご覧ください。

### ■消火栓の使用等による濁り水について

消火栓の使用や水道管破裂による漏水などが起こると、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わり、水道水が赤茶色に濁ることがありますので、飲み水等への使用には十分ご注意ください。通常はしばらく流し続けるときれいになります。濁りが取れないときは、左記へご連絡ください。

### ■水道部工務課管理係

☎0739（24）7932

◇水道メーター、料金に関する水道部業務課料金係

☎0739（24）0011

☎0739（24）7920（※時間外）

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/index.html>

## 主な電話番号等

■**田辺市役所** 〒646-8545 新屋敷町1  
☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310

■**市民総合センター** 〒646-0028 高雄一丁目23-1  
☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914

■**龍神行政局** 〒645-0415 龍神村西376  
☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116

■**中辺路行政局** 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1  
☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966

■**大塔行政局** 〒646-1192 鮎川2567-1  
☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359

■**本宮行政局** 〒647-1792 本宮町本宮219  
☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239

■**市水道事業所** 〒646-0028 高雄三丁目18-1  
☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910

■**市ごみ処理場** 〒646-0053 元町2291-6  
☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

## 電話案内サービス

■**防災行政テレフォンガイド**  
☎0120-963-910  
※防災行政無線の放送内容を確認する電話案内サービスです。

■**救急安心センター** ☎#7119  
※つながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

## 休日急患診療

■**田辺広域休日急患診療所**（市民総合センター玄関右側）  
■**内科、小児科、歯科の応急診療**  
■**日時** 9時〜11時30分、13時〜16時  
（※小児科のみ、⊕18時〜21時30分も診療を行っています。）  
☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」